

第1条 この規程は、会則第15条による評議員、および会則第12条による役員選挙に関して規定する。

第2条 理事会は、正会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。

2. 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織する。
3. 選挙管理委員会に委員長をおく。選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
4. 選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。

(評議員選出)

第3条 評議員は、地区別に選出するものとする。

地区1. 北海道

地区2. 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島

地区3. 千葉, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉

地区4. 東京

地区5. 山梨, 長野, 新潟, 福井, 富山, 石川

地区6. 神奈川, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重

地区7. 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山

地区8. 島根, 鳥取, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知

地区9. 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

2. 評議員の定数は、次のように定める。

- (1) 正会員20人に1人とする。
- (2) 正会員20人以内の場合は1人とする。
- (3) 正会員20人を超える場合、端数が11人以上となれば1人を加える。
- (4) ただし、正会員数が1200名に達するまでは60名とする。その間の地区別の評議員の定数比率は、理事会の議を経て決定する。

第4条 選挙人名簿作成時現在、その年度の会費を納入した正会員は、選挙権を有する。

第5条 入会年度を含めて2年以上を経過し、第4条に該当する会員は、被選挙権を有する。

第6条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。選挙管理委員会は承認済みの被選挙人名簿を、正会員に公示しなければならない。

第7条 選挙期日は、選挙管理委員会で決定し、本学会誌掲載その他の方法で告示しなければならない。

第8条 選挙は、無記名投票により行う。

第9条 投票は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒及び返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日迄に投票を完了するよう文書で徹底周知させる。

第10条 各選挙人は、所属地区の評議員定数に相当する数の被選挙人を選出する。

第11条 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で選挙管理委員会に到着したものについて行う。

第12条 開票は選挙管理委員会が行う。

第13条 有効・無効は、次の通りとする。

2. 正規の投票用紙及び封筒を用いていないものは、無効とする。
3. 返送用封筒に記名のないものは、無効とする。
4. 定められた評議員数を超えて投票したものは、無効とする。
5. 定められた評議員数に満たない場合の投票は、有効とする
6. その他選挙の規程に反するものは、無効とする。

第14条 当選人の決定は、次の通りとする。

2. 当選人の決定は、有効投票数の多い順とする。
3. 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。
4. 理事会は選挙管理委員会の報告により、評議員を決定する。
5. 選挙管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、承諾を得る。
6. 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。

第15条 選挙管理委員会は、選出された評議員を総会に報告し承認を得た上で、本学会誌に発表しなければならない。

(役員選出)

第16条 会則第12条に基づき、評議員は、指名理事を除く役員を選出する。

第17条 各評議員は、5名を無記名投票することにより、理事（指名理事を除く）を選出する。

第18条 各評議員は、1名を無記名投票することにより、監事を選出する。

第19条 開票は、告示した日までの消印で選挙管理委員会に到着したものについて行う。

第20条 開票は、選挙管理委員会が行う。

第21条 有効・無効は、次の通りとする。

2. 正規の投票用紙及び封筒を用いていないものは無効とする。
3. 返送用封筒に記名のないものは、無効とする。
4. 定められた理事・監事数を超えて投票したものは、無効とする。
5. 定められた理事・監事数に満たない場合の投票は、有効とする。
6. その他選挙の規程に反するものは、無効とする。

第22条 理事及び監事の決定は、次の通りとする。

2. 理事及び監事の決定は、有効投票数の多い順とする。
3. 理事、監事の両方に当選した者は、得票数の多いほうの役員として選出し、理事、監事両方に同数の得票を得た者は、理事として選出する。
4. 選挙管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、承諾を得る。
5. 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。

第23条 選挙管理委員会は、選出された役員を総会に報告し承認を得た上で、本学会誌に発表しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年6月12日から施行する。